

◎新潟県告示第469号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則の変更を次のとおり認可した。

令和元年10月1日

新潟県知事 花 角 英 世

1 漁業権者の名称及び住所

北信漁業協同組合

長野県上水内郡飯綱町大字牟礼936-2

2 漁業権の免許番号

内共第18号

3 変更の内容

次の表の変更前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更部分」という。）に対応する同表の変更後の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「変更後部分」という。）が存在する場合には当該変更部分を当該変更後部分に改め、変更後部分に対応する変更部分が存在しない場合には当該変更後部分を加える。

変更後	変更前
<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生及び身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請者の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、<u>1,000円</u>を加算した額とする。</p> <p><u>附 則 1</u> この規則の変更は、<u>令和2年3月1日</u>から施行する。 (行政庁の認可日 <u>令和元年10月1日</u>)</p>	<p>(遊漁料の額及び納付方法)</p> <p>第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、関川水系漁業協同組合の内共第18号第5種共同漁業権の遊漁承認証を受けた者及び、遊漁者が小学生以下のときは無料、中学生及び身体障害者のときは同号に掲げる額の二分の一に相当する額とする。また、遊漁未申請者の者が漁場において漁場監視員に納付する場合は、<u>200円</u>を加算した額とする。</p>

4 変更後の遊漁規則の施行日

令和2年3月1日